

会津若松市指名競争入札に係る郵便入札実施要領

(平成18年3月30日決裁)

(平成18年12月22日決裁)

(平成19年3月14日決裁)

(平成19年12月17日決裁)

(平成21年2月9日決裁)

(平成21年7月1日決裁)

(平成23年11月22日決裁)

(平成25年9月4日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する指名競争入札の方法により契約を締結しようとする工事並びに測量、設計及び印刷業務（以下「工事等」という。）について、郵便による入札を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 この要領において、郵便入札を実施する工事等は、指名競争入札の方法により契約を締結しようとする次に掲げる工事等（次条において「対象工事等」という。）とする。

- (1) 工事 予定価格が130万円を超えるもの
- (2) 測量、設計及び印刷業務 予定価格が50万円を超えるもの

(指名通知)

第3条 市長は、対象工事等については、会津若松市財務規則（平成5年会津若松市規則第12号。以下「規則」という。）第132条第2項に規定する指名通知において、次に掲げる事項も併せて通知するものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到着期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) 入札回数
- (5) 郵便入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (6) その他必要と認める事項

(入札回数)

第4条 郵便入札に付した場合の入札回数は、初度のみの1回とする。ただし、最低制限価格を下回る入札者（以下「当該者」という。）が2者以上生じ入札不調となった場合は、当該者のみによる再度の入札を行うものとする。

(再度の入札)

第4条の2 前条ただし書きの規定により再度の入札を行う場合における入札書郵便の到着期限及び開札日等については、初度の入札後、速やかに当該者に対しファックスにより通知するものとする。

2 再度の入札の立会人については、当該者の中から、第6条第2項に基づき選任する

ものとする。

- 3 第1項、第2項に掲げる事項以外の事項については、初度の入札と同様に行うものとする。

(入札書等の郵送)

第5条 入札参加者は、入札書及び次に定める書類（以下「価格内訳書等」という。）に必要事項を記入し、記名押印（押印は、あらかじめ使用印として本市に届け出た印判に限る。）した上で、封筒に入れ封印し、会津若松郵便局留の一般書留又は簡易書留の方法により、入札書到着期限までに当該郵便局に到着するように郵送しなければならない。

- (1) 工事 入札通知の際の同封する設計書のうち本工事費内訳表又はこれに類する書類（提出するページは、入札通知の際に市が指定する。）
- (2) 工事関係委託 入札通知の際に同封する価格内訳書（第1号様式）
- (3) 印刷業務 入札通知の際に同封する価格内訳書（第2号様式）

- 2 入札書及び価格内訳書等を郵送する封筒（以下「郵便入札用封筒」という。）は、表側に工事（委託業務）名、開札日及び「入札書在中」の文言を記載するとともに、裏側に差出人の住所、商号又は名称を記載し、封印しなければならない。

- 3 到達した入札書及び価格内訳書等は、書換え、引換え又は撤回することはできない。
- 4 入札書郵送後においても、入札執行（開札）までの間は入札辞退を認めるものとし、申出は入札辞退届を直接持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）することにより行うものとする。

(開札)

第6条 入札の開札は、あらかじめ指定した日時、場所において、入札参加者の中から選定した立会人を立ち合わせて執行するものとする。

- 2 前項の立会人は、原則として、指名した者のうち市に登録している営業所所在地と工事等施工場所の距離が近い者から順に2者を選ぶものとする。ただし、当該立会人以外に入札参加者が当該開札への立会いを求めたときは、その者が立会人となることを妨げない。
- 3 前項の規定により選任された立会人には、開札立会依頼書（第3号様式）により立会いを依頼するものとする。
- 4 立会人は、開札前に開札立会人名簿に署名するものとする。
- 5 開札日時において、第1項及び第2項の規定により選定した立会人のうち1以上の立会人の立会いが無い場合は、当該入札事務に関係のない職員1名が立ち会うものとする。

(同価格入札の取扱い)

第7条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじを引かせて、落札者を決定する。この場合において、当該入札者が当該入札の立会人として参加している場合はその者に引かせ、参加していない場合は当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(無効の入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 入札書の文字及び記号について鉛筆等消滅しやすい方法で記入された入札
- (5) 入札金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- (6) 同一入札事項について同一人が2通以上の入札書を提出した入札
- (7) 一般書留又は簡易書留以外の方法で入札書を提出した入札
- (8) 入札書が到着期限を過ぎて到着した入札
- (9) 郵便入札用封筒記載の工事(委託業務)名又は差出人名と同封された入札書の工事(委託業務)名又は入札者名が相違する入札
- (10) 郵便入札用封筒に工事(委託業務)名又は差出人名が記載されていない入札
- (11) 価格内訳書等が入札書とともに郵便入札用封筒に同封されていない入札
- (12) 価格内訳書等の合計金額と入札書に記載された入札価格とが異なる入札
- (13) 第5条第1項第1号に定める書類において明らかに積算の事実が確認できない入札
- (14) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (15) 連合(談合)その他の不正行為によってなされたと認められる入札
- (16) 民法上入札が無効として扱われる入札
- (17) 前各号に掲げるもののほか、法令又は市が指定した事項に違反して行われた入札
(入札結果の通知)

第9条 市長は、郵便入札により落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に通知するものとする。

(入札の延期、中止、取消し)

第10条 市長は、郵便入札において、郵便事情等により事故が発生した場合又は不正な行為等により、必要があると認めるときは入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることができる。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、郵便入札の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成19年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の会津若松市指名競争入札に係る郵便入札実施要領の規定は、施行日以後に

指名通知を行う工事等から適用し、施行日前に指名通知を行った工事等については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の会津若松市指名競争入札に係る郵便入札実施要領の規定は、平成21年7月6日以後に指名通知を行う工事等に係る入札から適用し、同日前に指名通知を行った工事等に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の会津若松市指名競争入札に係る郵便入札実施要領の規定は、施行日以後に指名通知を行う工事等に係る入札から適用し、施行日前に指名通知を行った工事等に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の会津若松市指名競争入札に係る郵便入札実施要領の規定は、平成25年10月11日以後に指名通知を行う工事等に係る入札から適用し、同日前に指名通知を行った工事等に係る入札については、なお従前の例による。